令和 8（2026）年度第2回　伊丹市人権教育・啓発施策審議会

【開催日時】 令和 8（2026）年8月 27日（木） 10時 00 分～12時 00 分

【開催場所】 伊丹市役所 1 階　105会議室

【出席委員】 榎井委員、松本（喜）委員、三浦委員、松本（尚）委員　（4 名出席）

【欠席委員】 栗本委員

【事務局】市民自治部長、共生推進室長兼同和・人権・平和課長、人権啓発センター所長、人権教育室主幹、同和・人権・平和課主査

【議事録確認委員】 松本（喜）委員、松本（尚）委員

【傍聴者】 0 名

【議題】

1　第2回審議会に向けた事前意見への回答について

2　評価シート（案）について

【会議内容】（要旨）

会長　　それでは議題に移る。
初めに、議題1 「第2回審議会に向けた事前意見への回答について」である。
事務局、説明をお願いする。

事務局　　（改訂版資料2、資料13を用いて事務局説明）

会長　　各委員からの意見や質問に対しての回答等であったが、各委員、質問、意見はいかがか。特に A 委員が相談事業に関して意見があり、資料 14 にまとめているが、A 委員いかがか。

A委員　　1つの質問に対して、多くの関係部署から回答いただいた。これをこの審議会で調査しようと思ったら、多くの時間がかかる。それをスムーズに集めてもらい、感謝している。そして、すごく考えさせられるところもあって、今後の議論に反映させていけるのでないかと期待している。

会長　　他はいかがか。

B 委員　　先ほどの事務局からの説明にはなかったが、私が質問・意見した資料 13 の番号19、「いわゆる同和地区」の「いわゆる」について、私の生まれ育った中での「いわゆる」という使い方が、否定的に使われがちだった。色々検索したり調べたのだが、やはり否定的に使われることが多い。事務局からの回答では、否定的な意味はないと記載であったのは理解したが、「かつて同和地区とされていた」や「歴史的に同和地区とされた地区」など、今は違うからということで「いわゆる」を使ってもいいだろうという回答だと思うので、言葉を変えてもらえたらと思う。文頭は「しかし」と捉えてしまうのと、やはり客観的すぎる、傍観者的すぎるかなと感じる。

会長　　この「いわゆる」に関して、出典みたいなものはあるのか。

事務局　　出典はない。表現の仕方ということで、5年前の審議会の会長に、基本方針内にある「同和問題」の項目で、「同和地区」という言葉があるが、そのまま使っていいのか、行政用語で使っているだけで、同和対策事業が終わり同和地区はないということを含めた表現を前に付けたほうがいいのか、ということを相談した。当時の会長からは行政が作る方針なので、そのまま同和地区でも問題ないと思うし、一般市民から見ても同和地区はないということであれば、「いわゆる」や「かつての」ということをつけてもいいと思うと助言を受けた。それを踏まえ、部落解放同盟伊丹支部の当時の書記長に相談した結果、「どちらでもいい」ということだったので、行政としては、一般市民も見る方針なので、「いわゆる」をつけた経緯がある。

A委員　　確かに当時の会長や書記長にも相談した結果なら OK のはずなのだが、私としても B 委員と同様に、「いわゆる」という使い方は他人事のように聞こえる。当事者の人たちは自分たちのことを同和地区という人もいるし、行政も使っているし、行政が使われないような地域の市町村だったら、「いわゆる」でもいいと思うが、行政がいわゆるをつけないという点で言えば、「かつてのもので今はない」という発想は必ずし

も妥当ではなく、解放同盟の人たちも同和地区ではないとは全く言っていない。そういう風に呼ばれているし、どうして呼ばれているかというと、「部落差別があるから」。同和地区どうこうではなく、「部落差別をなくす」ということ。部落差別解消推進法でもそうであって、地区の解消は全く言っていない。だから、例えば「いわゆる同和課」というものもおかしい。そういう意味である。あと、例えばネットでも「ここが同和地区」とあった場合、具体的なよく知っている同和地区ではなくて、いわゆる世間一般的とされる被差別、同和地区だということで、いわゆるが使われる。それが、今回の使用している「いわゆる」の違和感につながる。なので、「いわゆる」をとってもらったほうがいいと思う。やはり、外から見たような感じがある。

B 委員　そのとおりである。「いわゆる」を取ればいいと思う。あるのにないように感じる。

A 委員　同和対策事業特別措置法には「同和地区」は使われていない。特別措置法を検索してもらったら分かると思うが、「対象地域」と記載している。同和地区という言葉が入った正式な法律はない。当時の同和対策審議会が使用しており、答申において「同和地区」という言葉がたくさん出てくるが、それを元にした法律では同和地区は使われなかった。どうしてかというと、定義が出来ないから。世間から同和地区と言われているから、同和地区。差別的な眼差しがあって、初めて存在するようなもの。

事務局　「いわゆる」を削除した場合、よく「同和地区はないでしょ」と言われることがあるのだが、どうしたらよいのか。

A 委員　同和地区はもうないのか。

B 委員　「旧同和地区」と言う。と検索したら出てきた。

A 委員　難しい。

B 委員　文頭に「いわゆる」を持ってくるのは、嫌かな。どうしても気になる。

事務局　文章の中に「いわゆる」を持ってくることについての違和感については理解したのだが、行政側が議会等で説明をする際には、「かつての」とかを使用するのは、いかがか。

A 委員　難しい。同和地区という言葉を使った法律がないだけで、その言葉は一般には普通に使われている。特に差別者は。それと同和地区がないということは、本当に言えるのか。

事務局　被差別地区はあるけど、同和地区はない。とよく言われる。

B 委員　行政とのやりとりの中では、絶対に引けない部分かなと思っている。同和地区はとってはいけないのか。

事務局　色んな方面から言われるので、表現に困っている。
B 委員　「いわゆる」は削除してもらえたら。

事務局　　「いわゆる」の使い方については理解したので削除する。

会長　　同和問題の総評のところに、「歴史的経緯を含めた部落差別（同和問題）の正しい理解の促進と差別解消に向け」と記載があるので、これをそのまま使用してもよいのではないか。同和地区という言葉も使用しない表現にもなる。

各委員　　それが一番よい。

会長　　では、その表現でお願いする。他はいかがか。

C委員　　私は、男女共同参画に関する意見を書かせていただいた。回答も見させていただいたが、男女共同参画は本当に幅が広い。DVに関することにも触れてもらえたらと思っていたが・・・。

会長　　事務局いかがか。

事務局　　DVに関する内容であれば、改訂版資料2の13ページ、項目番号3に記載している。

会長　　男女共同参画という中で、単にDVということだけではなく、若い世代に対してデートDVというものがあるよということも大事である。質問だが、男女共同参画関係の中で、性の多様性などに関する記載もどこかにあるのか

事務局　　改訂版資料2の40ページに性の多様に関する項目がある。

C委員　　男女共同参画という言葉が今の時代に合っているのか。今の時代に対応したものではないのではないかと思っている。

会長　　女性の人権の総評には、「固定的性別役割分担意識の解消をはじめとする」と記載はあるが、もちろんそれも大事なものだが、多様なジェンダーの在り方やもっと広い意味・視点という意味での男女共同参画の表現があってもいいのかもしれない。また、男女だけではなく、後ろに記載のある「性の多様性」にもつながるような記載も望ましい。単に男女だけではないといった表現の見直しをお願いしたい。

A委員　　私の意見した質問なのだが、審議会で評価するにあたり、行政評価等を資料としていただき、ありがとうございます。伺いたいのが、白書のみを使用して人権施策評価をすることについて、おそらくそれでいけると思っていたと思うが、私には少し疑問で、白書は言ってしまえば、行政評価の一部をより短く書いた感じのもので、シンプルなものである。個々の施策の内容等が、この白書には全く記載されていなく、名前だけである。それを渡されて評価するということで戦々恐々となった。この事業はどんなものなんだろうか、ここでいう施策とはどういうものだろうかと思った。行政側が見る分には当たり前なので十分なものと思うが、市民側からしたら初めから事業を知っているわけではないので、なにかがあって、少し知っている程度である。それを白書に記載するというのは、もう白書ではなく、初めから行政評価を出せばいいではないかという気がする。あえて白書にする理由が分からないところがあって、これ

を市民の人が読んで、推進会議の委員も一所懸命読んでいると思うが、本当に理解するのが難しかったと思う。そのあたり、白書だけでこの審議会で評価が行えるんだという考えや理由を伺いたい。

事務局　　今回の外部評価というところだが、前回の基本方針改訂で答申をいただき、外部評価をしますということで、初めての外部評価が今回の審議会である。どういう資料を出したらいいのかということを悩んだ。市で作成しているのが前年度実施した事業をまとめた白書、これが一番分かりやすいのではないか。ということで、これをベースにした。A 委員からもご意見いただいたとおり、行政が見たら分かるが初めて見た方にとっては、これだけでは評価しづらいというのは感じた。課題についても、具体的にという意見もあったので短期間ではあったが関係所管課に依頼し、回答一覧等でお示ししたところである。評価しにくいということについては、反省している。

B 委員　　伊同教関連についてもたくさん書いていただいているところだが、「何%よくなりました」とかは、人権ではなかなか言えないと思っている。この白書を読んで、課題や次年度の取組を記載しているが、それぐらいしか書けないよねっていうのが、正直な感想である。伊同教をしていても否定的な言葉を言われることもあるし、本当の声というのが、白書には反映しにくいと思う。そんなことしなくてもいい、いつまでやっているのかなどの否定的なことを人権では言われる。いじめの審議会でも意見で書かせてもらったが、「重大事案が出ないように」や「事前に」ではなく、私が書いてほしかったのは、「いじめがあることがいけない」ということを書くのではなく、「あっても解決の途中のものがある」など、そういうものがあるのかは私は取り組んでいないので分からないが、そういう具体的なことがあってもよかった。

A 委員　　外向きの見せ方というのはよく分かる。内向きという、自分たちが本当に抱えている悩みや課題などは、なかなか白書に書けないことも分かる。私たちはそこが大事だと思うから、こういう議論になっている。

B 委員　　やらないよりやった方がいいというのはある。これで済まされるものではないということをどこかで記載するということになると思う。よかったね、次はこうしようというものではない。そういう文書でもいいのでないか。

A 委員　　それについては私もすごく考えさせられた。伊丹市の総合計画を読むと、PDCAがあって、だんだん良くなっていくということを前提としている。指標というものがあって、不可能ではない穏やかな指標があり、少しずつ成果を出していくというもの。そういう計画である。人権問題は、世界的に見ても人権が蔑ろにされている。国家的に評価しようとしたら、とんでもないことになる。日本でも選挙の際に、ヘイト的なものが公然とあった。そういう新しいものがあったということを課題に記載していくことが必要。総合計画も上昇カーブのようなものではなく、人権擁護の観点から言えば、成果が出ない、出にくいことも人権擁護である。そういう意味で、もう少し違った評価の仕方や課題の書き方が必要ではないかと思う。これからの審議会でそういうことも考えていけたらと思う。

事務局　　他の個別計画は、数値目標を設定して、5年や10年などの計画期間としていくが、人権は数字で評価することがなかなか難しいことから、人権の基本方針においても

数値目標は設定していない。評価ができるよう、表記の仕方については、今後の白書の作成の際の検討課題としたい。

B 委員　　行政と一緒に事業に関わっている自分だから、この白書を読んでも内容はまだ分かる。部落差別をなくすために、予算も付けて取り組んでいるというのも行政評価で分かる。伊同教においても、先日、障がいのある人の人権に関する内容を実施したところである。それこそ試行錯誤しながら行っている。しかし、そのことが何の数字になるのか。なにが良くなるのか。そういうもので表すことはできなく、どれだけ自分の人権意識を0から1、1から2へとすることができるか、市民の人権意識を底上げできるか、そういうとても大事なことをどう白書に記載するかが大変難しい。

A 委員　　それがここでの課題である。

B 委員　　そういうことを訴えたい。

事務局　　前回の審議会でも、会長から人権研修に何人参加したからいいということではなく、質の問題だということをおっしゃっていたことが、共感・実感しているところである。
先ほどの意見の中で人権擁護に関する話があったが、解決に導くための過程の中での課題や、解決したが、どういったことで困ったことがあったのか、相談件数とかではなく、中身の問題を白書に記載していくことが意味のあることなのではないかと感じた。先ほど申し上げたとおり、これをどう表記していくのか、具体的に記載していくのか、これが事務局の課題かなと思っている。

B 委員　　もう一つ言うと、これを見た市民の声が返ってくるような仕組みが一番の理想。

事務局　　一般市民については、なかなか難しいところがある。市としては、伊丹市人権教育・啓発推進会議、人権行政を知っている団体等で構成する会議体ではあるが、そこで声をいただいているところである。そこが限界ではないかと思っている。

B 委員　　前回の審議会でも市民意識調査は 70 代が多く、市民全員の声を聞くことは難しい。ではどうすればいいのか、そういうことを行政はもっと考えてほしい。こういうことを行政はしているんだと市民から言われることこそが、正解だと思う。それらをどう浸透させるか、そういうところも大事で目標だと思う。

会長　　様々な思いのもと、たくさんの意見が出た。私としては、伊丹市の施策に「人権」という視点を貫いてほしい。今回欠席している委員の意見にもあったが、子どもの人権について、義務を負わせるものではないという、はっきりした意見があった。市の施策は、人権を貫いた視点を持って実施をしていく必要があり、伊丹市全体に、為政者たちに浸透させるというのが1つの大きな目標だと思う。これをやることによって、そんな回答では通用しない、ということは言える。そして、市民にどうやって還元していくのか、これは大変難しい。アンケートや意識調査を実施とあるが、なかなか声は出てこない。これをどうしていくのかということが2つ目にある。私は少なくとも、各部署の人たちが、人権、人権教育、人権擁護というものを通した施策を実施することを意識してほしい。学校教育においても、子どもたち SNS やネット、AI で調べるが、

結局はマジョリティー側の意見の集約でしかなく、人権の目線で見た時に間違っていることは多くある。それを現場で修正して正しいことを伝える、そういったことをしっかりしてほしいと思う。総合計画にあるように指標をもって PDCA をしていくことも大事だと思うが、人権というものを絶対にはずさないということを職員が意識・理解してほしい。

A 委員の意見にもあった、外国人の問題。法律も変わって、余儀なく出国させられている外国人もいる。また、自治体によっては、採用試験において「国籍条項を復活」させたところもある。それはダメだろうと思っている。歴史的に外国人をどう扱ってきたのか、そういうことも含め、人権という視点を持って施策を実施していってほしい。トップが変わってもそれはおかしいと言える現場の声を届ける職員は絶対に必要。そういう指針的なものにもなれたらいいと思う。

他はいかがか。

C 委員　外国人の相談の場所というと、そういうものは法律にあるのか。権利主体の意識が低いということを一部聞いたことがある。

会長　外国人の人権法というものは日本にはない。入管法が外国人の人権を左右する一番の大きなところ。その入管法も改正が多く、外国人にとってとても厳しいものとなった。外国人に権利の主体であるという認識もなく、日本の法律に従わないといけないと思っているし、何かあった時に人権相談にいくこともないと思う。表面に出てこないだけで、出国を与儀なくされている外国人もある。外国人を擁護する為政者は少なく、外国人を批判する為政者は多い。

昨年のクルドヘイトの問題や、選挙でヘイト的なものがあって以降、電車に乗るのも怖いといった外国人の声も聞く。

他はいかがか。それでは、議題2に移る。「評価シート（案）」について、事務局説明を。

事務局　（資料7を用いて、説明）

会長　各委員の意見をこの評価シートに、どういう風に反映されるのか。

事務局　まずは、各委員からいただいた意見をそのまま記載していく。それをとりまとめて、第3回目でご審議いただきたい。同じような意見でも一旦はそのまま記載し、どう記載を改めるのか、この意見は間違っているのではないかなど、そういうことも含めて第3回目の審議会で議論できるように、第3回審議会に向けて事前に記載いただきたい。

会長　この評価のまとめがこの審議会のまとめとなるということでよいか。

事務局　そのとおりである。審議会の答申ということで、最終評価シートをまとめた「評価報告書」を会長から市長へ答申していただく。

会長　これが私たちの意見の集約として、市長へ届けるものということである。とても重要なものであるが、全員が全部の人権施策に対して意見を書くということは大変であるため、分担して行うことがよいと考えるがいかがか。もちろん自分が担当する以

外の人権施策ついて書きたいということであれば、それについて記載していただきたい。記載する期間はどれくらいか。

事務局　　第3回目が11月5日である。その1週間前には各委員にとりまとめたものをお届けしたいので、更にその1週間前くらいに事務局にご提出いただきたい。あくまでイメージだが、11月5日が審議会。その1週間前にとりまとめたものを送る。さらに1週間の10月21日くらいが提出の締切といったイメージである。

会長　　各委員、いかがか。とりあえずは、書きやすい書き方で記載していただいたらいいと思う。審議の時に、こういうスタイルにしていこうということでいいのではないかと考えるが、いかがか。

A 委員　　分担といった時に私が記載したい相談事業などについては、個別の人権施策ではなく、全体に関わる話である。やはり、白書が市民に見てもらうような白書ではないと思っており、事業の見出しがないから、さっき見たものはどこのページだろうと思ってしまう。それは、やはりよく知らない人にとっては、とても読みにくい。

国の白書は、PDCA とかそういうものは一切なく、課題なども書かれていない。あれは啓発に力を入れたもので、過去の伊丹の白書もそうであった。伊丹は特集もあって、読み物として大変よかった。国の特集も優生保護法の記事であって、評価はしていないが、反省しているような書き方はしてあった。絵やチラシ、写真があって、とても読みやすい。私は、この白書で見ていくよりも行政評価や総合計画などを見たほうがいいと思っている。この白書は、PDCA を担うものになっていないと思う。実はそういうことを記載していきたいなと考えている。そいうこともこの審議会の範囲だと思っている。

事務局　　A委員ご意見のとおり、本市の旧白書においては、国の白書に倣った形のものであり、特集と個別人権課題の2段構えであった。特集においては、本人通知制度や市民意識調査、性の多様性などを記載した記憶がある。市として PDCA に拘った理由としては、成果だけの羅列した内容だけだと、課題が見えてこないという課題があった。当時の審議会意見としてもそういう声があり、推進会議や議会でもそういう声をいただいた。また、当時は「PDCAサイクルを回していかないといけない」ということもあり、この白書においても、事業がよりよくなっていくようPDCAが見える形として、人権3課で話し合いを行い、様式を改善した。様式については推進会議でも報告し、いいではないかとご意見をいただいたところである。そういった経緯もあることから、先ほどのA委員の「旧白書のほうが市民向けの啓発物としてはよかった」とご意見いただいたところだが、白書そのものを見直すということはなかなか難しいと考える。

あくまで意見としてだが、白書はそのままとして、市民向けの啓発物として国の白書に倣った形の概要版はいかがか。

A委員　　5年間この白書の様式でやってみて、そこを改善していくということも大事。今回の審議の前半で話していた、ここでは書けないような白書が出来ればいいとは思う。

先ほどは言わなかったが、ある学校の教員の差別発言の記載がないなと思っていた。

B委員　　難しいということだが、それは書くと追及されるからなのか。難しいという定義が市と市民とは違っていて、難しいというものを受けとってどうしていこうということを提示していかないといけないと思う。出来ましたというものを渡すのではなく、これをみんなで考えようとことを提示していかないといけないと思う。そういう提示が全国で伊丹市が初めてであるということをしていかないといけない。

事務局　　先ほど出た事案の話をさせていただくと、白書に記載がないのは、発言事案であったのだが、発言者がそういう差別的な意図ではないということで、最後まで差別発言ということを否定し、今も否定し続けていること。また、それを記載することによって憶測が生まれ、誰の発言か、発言内容や差別性の問題など、様々な形での追及が生まれることは、望ましくないと判断した。

B委員　　企業の中でもこういった事案が発生していることは、立場上、私の耳に入ってくる。そういう事実があるということ、今でも起こっていることを感じさせることも必要かなと思う。

先ほどの事案については、その人の人権のこともあって、そこまで追求しなくてもいいのではないかということで私自身の中でも決めたことである。しかし、私の家族にも相談したが、それは全く意味がないと言われた。本当の意味での啓発ということであれば、表に出すべきと言われた。しかし、私がそれをするのは止めようと決めて、マスコミ等には出さないようにしようと決めた。それは間違っていないと今でも思っている。人権とか関係なしに、私自身がそれをしたくないと決めた。しかし、事実それが実際に起こっているということ、それを出さないと綺麗ごとの白書になる。

会長　　伊丹市の人権施策を出してくれとなった時に、白書が出てきた。それに対して、私たちはこう見ているという意見を出すこともありだと思う。白書に記載している内容等についての批判もありだと思う。ただそれを丁寧にしないといけない。感情的に物を言うことはしてはいけないし、答申として市にお返しするものなので、きちんと形にしないとけない。今ある根拠となるものは白書なので、これをベースにして物事を書いていかないといけないし、ここに書かれていないものについては、どうなのかということも言える。あと2回しかない審議会で、この想いをお返しすることができるよう、どうにか形にしていくことが大事。そのために、どう言語化していくか、審議会での話し合いがとても大事。人権課題別に見ていく人もいれば、A 委員にように、そういう側面からではなく、違う側面で見ていくこともいいと思う。各委員が担当する項目、もちろんそれ以外の言いたいことがある項目、全体に関することなども記載してもらいたい。本日は委員が全員揃っていないこともあるので、私と事務局とでどの委員がどの項目を書いてもらえるのか、そういうことも確認しながら進めていきたい。次の第3回目が一番大変であると思う。

B 委員　　市の方にこういう意見や想いを聞いてもらうことは初めて。そういうチャンスがなかった。おそらく人権教育室の主幹が市長や教育長にも報告していると思うが、そういうことや事務局の想いなども初めて知った。先ほどの事案に関して、話し合いなどに毎回呼ばれていたが、いつからか呼ばれなくなった。市の方にこういう想いを話す仕組みがないというもどかしさ。その仕組みを突破できるようなきっかけにもなればいいと思う。答申という形を出したあとに、どうするのか。5年後の審議会で聞くのではなく、そういう仕組みを作れたらいいなと思う。

会長　　差別のことはなかなく出にくい。なぜなら、ないほうがいいから。行政的にはそういう問題は出ない方がいいという考え方もあると思う。苦しんでいる人たちはいるのであるのだから、それに向かってきちんと届けることが大事。

A 委員　　相談事業の抱えている中身についても、そのようなことを抽象的に書くことができれば、不可能ではないと思う。

会長　　A 委員が着目された相談は、私はすごく面白いと思った。相談は人によっては、「その人個人の問題でしょ」と処理できてしまう。社会的な問題、外国人の問題とかではなく、その人だけが困ったんでしょとなってしまうことが問題だと思う。そういうことが、全体の課題などですくい上げられない。そういうことを見て行こうよということを市に発信できるチャンスだと思う。

A 委員　　相談員の方はものすごい情報を持っていると思う。それこそ、人権相談は件数自体は少ないが、他の相談はそうでもない。そこに係わっている人たちは、今はこういうものが相談傾向としてあると書けると思う。

2年ほど前だが、婦人相談に関する本(『婦人相談員物語』国書刊行会)があり、婦人相談員が女性相談支援員に名前が変わったがそこに携わった人たちが、他の相談員・支援員の経験者たちに行ったインタビューをまとめた、そういった本があった。その本では、個人の問題というよりも、相談を受ける側がどんな風に理解できたか、理解できなかったことも、問題として出てくる。それが、相談員として自分の人生としてどんな意味があったのかということも書かれていた。相談業務というのは、そういった意味もある情報もあるんだと思った。相談に来た人の意見を抽象的にまとめたものができれば、もっといい市民意識調査というものができると思う。

会長　　第3回目できちんと審議し、市長に届けること。市の人たちと話すことができるとてもいい機会でもあるため、第3回目までは自由に書いていいいが、きちんと審議が必要。

それでは第3回目に向けて、9月初旬までに各委員が記載したい内容や項目の役割分担を調整していく。こんな風にしていくと改めて送るので、第3回目までに1か月半程度あるので、想いの全てを書いてもらいたい。

それでは以上をもって、終了とする。

令和8(2026)年　10月　9日

確認委員　　松本　喜美子

確認委員　　松本　尚之